

2000年3月14日

建設省住宅局

パブリックコメント担当殿

社団法人 日本建築学会

会長 岡田恒男

「建築基準法施行令一部改正」についての要望

今般の建築基準法及び関連施行令等の法令改正にあたり、その原案とりまとめにあられた貴殿はじめとする建築指導課の多大なご尽力に対して、改めて深く敬意を表します。また改正にあたって、本会をはじめとする専門家集団に対する説明と意見交換、あるいは一般からの意見聴取などの行政姿勢を高く評価する次第です。

さて、日本建築学会は創立以来114年の歴史を通じて、広い意味での建築に関する学術・技術・芸術分野を包含する総合的な学術団体として建築学界とその周辺学界の進歩発展を目的として活動してまいりました。また本会はその活動の一環として、各種標準仕様書、構造計算規準、技術指針、資料として刊行し、講習会やシンポジウムなどを通じて普及に務め、建築技術の向上と建築行政の高度化の支援に寄与してきたものと自負しております。

建築界を横断する本会3万8千名余の会員は、大学等の教官や研究者、建設業、設計事務所、国及び地方公務員等で構成され、建築物の質の向上を目指す専門家集団の立場から、この度の標記改正原案について以下の諸点につき要望いたしますので、ご検討下さいますようお願いいたします。

なお、本要望はいわば総論に相当し、技術論に係わる意見・要望等については、各調査研究委員会からそれぞれ申し述べることにいたしましたので、併せてご検討下さいますようお願いいたします。

記

1. 本会の基本姿勢

建築基準法等の改正ならびにそれらの普及にあたって、本会は良質な建築物の生産を通じて生活環境の向上に寄与しようとする専門家集団の立場から、今後とも積極的に協力・支援させていただく所存である。

2. 法令改正の方向について

構造設計・防火設計の性能設計方式への転換は21世紀を展望した新たな建築行政への第一歩として評価することができる。しかしながら改正内容には従来の仕様規定

型の基準が多く残され、また性能規定型の基準も関連する従来基準に相当するものとして定められているため性能を読みとることが困難で、十分な性能規定型の基準にはなっていないのではないかと思慮する。したがって、告示等の整備にあたっては性能規定化の精神が十分活かされるよう要望する。

3. 一般からの意見聴取の仕組みについて

法改正の過程で行政当局からの事前原案説明や、一般からの意見聴取という方式を採用された行政努力とその姿勢は高く評価される。学術研究のみならず実務や新技術の開発に携わる多数の会員を擁する専門家集団にとって、法改正によってこれまで蓄積されてきた学術・技術的知見や新技術が、具体の設計・施工に今後どの程度反映されるかについては重大な関心事である。しかしながら、今回提示された諸数値が最低基準として適切であるかどうかについて意見を申し述べるに際しては、十分な検討時間が必要である。

したがって、今後の法改正の過程においては、例えば、告示等も含めた改正原案の1年程度の公開・試行期間を設け、運用上・実務上の課題について意見聴取し、法改正に反映させるなどの仕組みについても検討されるよう要望する。

4. 本会の規準・仕様書・指針等の取扱いについて

本会の各種調査研究委員会では、新たな学術的知見や技術の進展の成果を実際の建築物の設計・施工に反映させるべく、学会規準・標準仕様書・指針などの成果物として刊行してきた。これらは建築技術の向上とともに建築基準法等を補完する役割も果たしてきたと自負しているところである。今般の改正施行令原案においても一部本会刊行物の内容が引用されているが、本会規準・仕様書・指針等を通じて公開される新しい学術的知見や技術の進展を法令上どのように位置づけるべきかについて、行政当局と本会と協議する機会を設けられるよう要望する。

以 上